国際標準記録史料記述(一般原則)適用の試み

――諸家文書の場合―

林 本 祥 子

一、はじめに

ISAD(G)から容易に推測できるように、図書館界のISBDシリーズにならって、記録史料の記述を国際的に標準化し International Standard Archival Description)」が最終的に議論され、翌年に成案となった。これは、その略称 ようという試みである。 九九二年、モントリオールで開かれた国際文書館評議会の大会の場で「国際標準記録史料記述一般規則(General

のMAD2(Manual of Archival Description, 2nd edition)が国際的にも良く知られているところである。しかし、こう 国のAPPM(Archives, Private Papers and Manuscripts)、カナダのRAD(Rules for Archival Description)、イギリス いという状況を示している。それは、問題は単に言語の如何にかぎらず、文뿁の扱いや保存・利用といった、国毎さ して英語圏の国々でもそれぞれに個別の規則が提示されていることが、たとえ言語を同じくしても規則の共有は難し 史料記述の標準化はどこの国でも大きな課題であり、それぞれに標準をつくろうと試みられてきた。アメリカ合衆

らには地域毎の伝統が異なるため、容易には他国の伝統に則った標準が馴染まないからである。

必要で何が不要か、という点を明確にふまえてまとめられているからであろう。記録史料記述の標準化は、国内での でも提示後に多方面での採用を促進しえたのは、国際的な標準化とは何を標準化することなのか、そのためには何が 示は、前出の諸規則の存在という下地とそれらの調整という現実的妥協によって実現したという側面ももつが、それ それが、ISAD(G)が提示されるや、国を越えて採用あるいは検討する動きが急速にひろまっている。ISAD(G)の提

話から一気に国際的な問題となったのである。 ISAD(G)は記述作業の電算化と直接は関係ない。しかし、それがコンピュータを使用した記述、さらには国際的な

ネットワーク上でのオンライン検索を視野にいれたものであることは明白である。国や地域によって事情は違うであ ある以上、ISAD(G)の日本への適用を考えるときに、コンピュータ処理についても視野に入れなければ、現実的な標 ンの使用はごく普通に行われている。インターネットという言葉も、もはや目新しいものではない。こうした状況に ろうが、現在の日本の文書館の場合は、大型計算機やワークステーションを独自に持つというのは無理でも、パソコ

場合にどのような問題がおこるのかをできるだけ具体的に明らかにすることが本稿の目的だからである。 述の標準としてISAD(G)を採用し、何らかのコンピュータシステムを使って作業を進めるという状況を想定し、その には正しいかもしれない。しかし本稿ではあえて両方をあわせて検討することにする。それは、実際に一文眥館が記 記録史料の記述の標準化と電算化の問題はそれぞれ異なった技術に関するものであり、別々に議論するのが技術的

準化の議論はできない。

ソコンで行ったISAD(G)にもとづく記録史料記述の試みを通して明らかになったことを、まとめたものである。 本稿は、国文学研究資料館史料館の所蔵する一史料群(いわゆる諸家文書)を素材に、筆者の手持ちのノート型パ

して採用するのは難しい。このような判断から諸家文沓を素材とすることにしたが、じっさい、諸家文沓ならではと について一定の共通認識のできあがっている諸家文書で、ISAD(G)にのっとった記述がうまくいかなければ、標準と るのと異なり、様々な性格の文書や書籍・モノさえも含み、欧米的な発想とは無縁に長期間保存され、かつ整理方法 は日本も他の国とさほど変わらないと想像され、従ってISAD(G)が比較的容易に適用できるのではないかと予想され 具体例からも、私文書への配慮は見られる。しかし、現代の行政文書の場合は、その蓄積・整理のシステムについて として想定していることが窺われる。もちろん後者を排除するものではなく、じっさいにISAD(G)に挙げられている 様々な由来のものが混在する諸家文書と、二種類に分けられよう。ISAD(G)の項目だてをみると、前者を主たる対象 ムがはっきりしているもの(企業なども含めて、組織の業務遂行上作成された文書)と、個人レベルで集積したり、 ここで諸家文書を素材にし、パソコンで整理したのには理由がある。文書は、行政文書のように作成されたシステ

た、いずれはより大型のシステムの導入が期待される場合でも、可能な範囲での電算化とそれによる省力化をまずは 「CLIO」というシステムは優秀だが、高額すぎて購入できないところが多く、結果として普及していないという。ま 意味がないからである。イギリスの例だが、スコットランド地域国立公文書館で開発され、市販もされている 複雑な検索を可能にしても、それが多くの予算規模の小さな組織にとって手の届かない金額を要するものであれば、 で解決できればそれでいいか、というとそうではあるまい。国立レベルあるいは県レベルで大型システムを導入して 能力も以前からすれば大きく進歩したという。それでもパソコンサイズでは多くの限界があるが、では大型システム ユータの世界では、一時の大型化がなりをひそめ、技術の進歩とともにダウンサイジングが進んでいる。パソコンの また、パソコンを使用したのも、その程度のコンピュータでどこまで出来るかを考えたかったからである。コンピ 思われる問題点も実験を通じてあきらかになった。

実現し、その経験を通じて課題を明らかにしておくことは、今後システムを改良・開発していくうえで欠かせない過

程である。

えなかった。 考えると、これもいずれは標準化すべきであるのは言うまでもないが、筆者の能力不足により今回そこまでは配慮し 成した目録のなかで前者の意味での標準化はあまり意識していない。とくにデータ交換やコンピュータ上での検索を たてるべきか)、という議論も多くあったのであり、ISAD(G)はこの点についての標準化である。従って、本稿で作 といったことである。しかし、同時に、目録にはどのような情報を盛り込むべきか(そのためにはどのような項目を に記された一紙ものの表題のとりかたや、整理者が表題を与えたり補った場合にはどのようなカッコをつけるべきか、 する各項目に如何に記載するか、についてを問題とすることが多かったように思う。例えば、「乍恐・・・」と冒頭 ざす標準化の意味について確認することである。これまでのわが国での議論では、「標準化」といった時には、記述 なお、はじめに本稿でいう「標準化」という表現について確認しておきたい。これはとりもなおさずISAD(G)のめ

二、国際標準記録史料記述について

(|) ISAD(G)とは

たい (図1参照)。

氏以上のことを披瀝しえないが、それら及びISAD(G)本文にもとづいて、あらためてその構成をここで確認しておき ISAD(G)の成立の過程については、すでに河野敬一氏による紹介、および青山英幸氏による解説があり、

General International Standard Archival Description 国際標準記錄史料記述:一般原則

1.	IDENTITY	STATE	JENT	AREA

- 1.1 Reference code
- 1.2 Title
- 1.3 Dates of creation of the material in the unit of description
- 1.4 Level of description
- 1.5 Extent of the unit of description
- 2. CONTEXT AREA
- 2.1 Name of creator
- 2.2 Administrative / Biographical history
- 2.3 Dates of accumulation of the unit of description
- 2.4 Custodial history
- 2.5 Immediate source of acquistion

3. CONTENT AND STRUCTURE AREA

- 3.1 Scope and content / Abstract
- 3.2 Appraisal, destruction and scheduling information
- 3.3 Accruals
- 3.4 System of arrangement

4. CONDITIONS OF ACCESS AND USE AREA

- 4.1 Legal status
- 4.2 Access condtions
- 4.3 Copyright / Conditions governing reproduction
- 4.4 Language of material
- 4.5 Physical characteristics
- 4.6 Finding aids

5. ALLIED MATERIALS AREA

- 5.1 Location of originals
- 5.2 Existence of copies
- 5.3 Related units of description
- 5.4 Associated material
- 5.5 Publication note
- 6. NOTE AREA
- 6.1 Note

- 1 個別情報のエリア
- 1.1 レファレンス・コード
- 1.2 表頭
- 1.3 配述単位に含まれる資料の作成 年月日
- 1.4 紀述のレベル
- 1.5 記述単位の規模
- 2 成立の経緯に関するエリア
- 2.1 作成者名称
- 2.2 組織歷·伝記
- 2.3 紀述単位の年代域
- 2.4 伝来
- 2.5 資料入手先
- 3 内容および構造のエリア
- 3.1 範囲と内容・要約
- 3.2 評価、廃棄処分、保存年限について の情報
- 3.3 追加受入
- 3.4 整理の方法
- 4 公開および利用条件のエリア
- 4.1 法的位置付け
- 4.2 利用条件
- 4.3 著作権・福写に伴う条件
- 4.4 資料の使用言語
- 4.5 物理的な特徴
- 4.6 檢索手段
- 5 関連する資料のエリア
- 5.1 オリジナル資料の所在
- 5.2 複製の存在 5.3 関連する配述単位
- 5.4 関連する資料
- 5.5 出版情報
- 6 覚告のエリア
- 6.1 党母

記録史料記述の国際標準化がめざすものは、

- 継続的で、適切かつ自己完結的な記述の確立
- ・記録史料に関する情報の検索や交換の便宜をはかること
- ・典拠データの共有を可能にすること
- ・種々の施設での記述をひとつの情報システムへ統合すること

という大きな流れであり、ISAD(G)はその第一歩を記したものである。そのために、記録史料記述に必要な要素を五(3) レベルでの記述をする場合、上位レベルにおいて記述されたことは下位レベルでは繰り返さない、ということも決め あり、また情報をこのように整理することで国際的な情報交換が進むと考えた。あわせて、ある史料群について複数 ベル分化も可能)と考え、そのうちのどのレベルでの記述でも、二六要素の内の必要なものを用いての記述が可能で ォンド」「シリーズ」「ファイル」「アイテム」の四層(必要であればサブ-フォンド、サブ-シリーズなどの形でのレ エリア二六項目指定し、同時に史料群の階層構造をふまえた記述をすることとした。すなわち、史料群の階層を「フ

体例のなかで、多様でありうることを示唆するような例をあげている。たとえば記述対象の量を示すのに、点数を曺 いてもよいし、曺架延長で表示しても良い、という具合である。当然ながら、使用言語は何でもよく、仮表題などの ここで注目すべきは、各要素内の記述のしかたには細かいルールはない、という点である。むしろISAD(G)では具

枠組みの提供であり、枠内での記述方法の詳細な規定ではない。ISAD(G)を第一歩とするICAの記述標準化のうごき この点が、従来考えられてきた標準化との大きな違いであろう。すなわち、ISAD(G)がめざすのは、記述のための 表記方法も国や地域の習慣に従うこと、となっている。

(National Council on Archives)が名称(組織、個人名、地名など)に関する典拠づくりを行っている。今回の実験は 記述項目の標準化にしぼって実験をした、とさきに述べたが、これはこうした流れの中にあるISAD(G)のこのような は、まずは枠組みの共有を目指し、そのうえで「典拠コントロール」という方法で記載事項・方法の統一をめざして いる。こうした考え方は徐々に定着しつつあり、ICA以外でも、例えばイギリスでは独自に全国文書館評議会

(二) 各国におけるISAD(G)への反応

デンマーク国立文書館が一九九四年に行ったヨーロッパの文書館を主たる対象とする調査で、少なくとも六システ

性格にもとづくものである。

がかなり行われているため、ISAD(G)が受け入れられやすいようである。非欧米圏では、中国でも採用が検討されて にもとづいた記述を含めて、ISAD(G)のもとになった諸種の標準に関する知識が普及しており、それらに則った記述 たイギリスの事例報告が二件(大学文書館一件、市文書館一件)なされている。欧米ではすでに、史料群の階層構造 する問題の検討会議(Exploring Internet Issues Conference)」においては、ISAD(G)を史料群レベルの記述に適用し 年二月段階で考えられている。さらに、「もともとMAD2を独自に開発していたイギリスでは国内標準のみに準じて している」と回答しているオランダ国立中央公文背館でも、今後はISAD(G)を基準にしていくことがすでに一九九四 ー、スペイン、スウェーデン、ドイツ、と多岐に渡っている。また、この調査には「国内の伝統的な記述方法を採用 テムは、国立レベルの文書館に限らず、商業ベースで開発されたものもあり、国もカナダ、フィンランド、ノルウェ ムがISAD(G)を標準として採用しているとの回答を得た、と同館のシュタインマルクは報告している。これらのシス いる」とデンマークの調査では報告されているが、今春グラスゴー大学をホストに開催された「インターネットに関

標準を取り入れようという動きがかなりある。 いるとのことである。このように、ISAD(G)の開発委員会にメンバーをだしていなかった国でも、積極的にこの国際

筆者の管見では、国文学研究資料館史料館編集の『史料館収蔵史料総覧』にその思想がとりいれられていることと、『『 | 九九五年になって、その成立までの流れや内容についても紹介され、さらに続けて、ようやく全文翻訳がなった。 (エソ いっぽう日本の状況をみてみると、ISAD(G)という言葉がはじめて紹介されたのは、一九九三年であろう。そして(fl)

のが残念である。このような状態であるので、ISAD(G)についての具体的な論議はいまだ殆どなされていない。 る。とくに後者の実験は国内ではおそらく初の具体的な試みだが、現段階では広く成果を共有するにいたっていない 験が報告されたのみで、残念ながらISAD(G)の定着はおろか、その存在が広く知られているとはいいがたい状況であ マイケル・クック氏を招いてのクローズド・セミナーにおいて北海道立文書館所蔵の開拓使文書を素材にした記述実

がったこともあって、詳細かつ具体的に記録史料記述の方法が検討されることとなった。たとえば、従来の近世史料 目録では、作成や日付の概念が曖昧であったことを指摘し、それをクリアするにはどのような項目だてをすればよい 向されている。中野氏の考察は、『日本目録規則一九八七年版』で非刊行物の記述を規定するか否かの問題がもちあ 史料整理の伝統もふまえて提示した目録論は、一文庫の目録づくりの実験報告にとどまらず、はばひろい標準化が志 にあらたに編成された目録の作成を通じて、中野美智子氏が図背館界の日本目録規則や英米目録規則をベースに近世 の工夫がばらばらに報告されているのがほとんどであった。その中で、岡山大学所蔵池田家文庫のマイクロ化を契機 日本でも国内レベルでの記述の標準化については模索されてきたが、これまでは機関毎の目録作りの方法やそこで

化のベースを図錉館での記述規則においているために、理論的には整理されていてもなじみにくい部分が残された。

か、池田家文庫整理の経験をふまえて提示している。項目だてに対する着想はISAD(G)と通じる部分が多いが、標準

準が必要であることがあらためて確認された、そして、標準化をめざすために解決すべき伝統的目録のもつ問題点が 結果として、日本目録規則に非刊行物の記述規則を入れるという案は取り下げられ、中野氏自身も今の段階では図書 館側で規定すべきでないと結論を出しているが、ここでの議論の成果は重要である。それは、記録史料独自の記述標

準として機能しうるのか、すなわち日本の文書にもなじむのか、検討結果を蓄積して行かねばならない。 こうした状況下でISAD(G)が提示されたからには、これを積極的に受けとめる必要がある。ISAD(G)は真に国際標

この議論を通じて明らかにされた、という成果があったからである。

三、ISAD(G)適用の実験

(一) 実験の概略

も混在し、全部をあわせても書架延長三〇センチメートル弱、これまで仮整理のままであった。 音寺村の岡田家の蓄積した文書群としても明らかにほんの一部にすぎず、関連の不明な近在の蟹沢村の支配関係文書 山郡観音寺村岡田家文書」という小さな文書群である。昭和三四年に古書店を通じて購入したもので、中心となる観 この史料群を素材にISAD(G)の要素を用いて記述を行い、その作業にはパソコンを使用した。その経験から

あらためて、今回の実験について述べる。今回記述の素材としたのは、国文学研究資料館史料館所蔵の「出羽国村

ISAD(G)の適用例としては、既述のようにイギリスの二例および国文学研究資料館史料館の例があるが、いずれも

ISAD(G)の汎用性および問題点を明らかにするのが、本稿の目的である。

フォンドレベルでの記述であった。これは、各館の現実的要請に基づいた結果であるが、これだけでは、ISAD(G)の

国際標準記録史料記述(一般原則)適用の試み(森本)

_ <u>=</u>

いう「全レベルの記述に対応しうる」という点が検討されたとはまだ言えない。従って今回の実験では、あえて全レ

つぎに、具体的な目録作成の作業手順について記しておく。

ベルでの記述を試みることにした。

とも想定した。それは、実験結果をここに報告するということもあるが、現実に多くの文書館ではコンピュータを使 今回の実験では、作成した記述はコンピュータ上での利用とともに、そのデータを使用して印刷目録を作成するこ

用しつつもなんらかのハードコピーで利用者に目録を提供していることを考えると、版下づくりをシステムで行うこ

とは想定すべきと考えたからである。

今回の実験で使用したデータベースについてまず記しておく。 ハードウェア----アップル社(マッキントッシュ・パワーブック・190cs(いわゆるノート型パソコン、一九

九六年四月入手

日本語入力プログラム…ジャストシステム社 ATOK8

データベースソフト……クラリス社 ファイルメーカープロ2.1 (以下、ファイルメーカーとよぶ)

ここでマッキントッシュを使用したのは、筆者が日頃使用しているパソコンだからであり、データベースソフトは、 市販のマッキントッシュ用のものの中で最も使いやすく、かつ有能であるとのことから、採用した。一般に簡易デー

がきく点ではファイルメーカーの方が優秀かと思う。 た機能をもつ。ただし、『桐』に比べて機能の選択肢は少ないと思われるが、一方でレイアウトがワープロ並に自由 タベースとしてはMS-DOSにのる『桐』(管理工学研究所)を使用することが多いが、ファイルメーカーはそれに似

ファイルメーカーでは、基本レイアウトは、白紙の上に設定したフィールドすべてが一列に縦に並ぶ、というもの

れぞれもとは「レベル→記述のレベル」「表題→表題」「記載年代→記述単位に含まれる资料の作成年月日」「作成年 そのまま利用したが、シリーズ以下のレベルの印刷用レイアウトで見出しとするにあたっては、従来の用語を考慮し ドに加えて、ソート用に年代順ソート欄および印刷目録用ソート欄(年代順ソートを基本にして、手を加えたもの)、 で、一レコードにつき一画面でカード型に似ている。今回の実験の場合、基本となるISAD(G)の二六要素のフィール つつISAD(G)の定義が表現できるよう、あらためて各要素に名称を付与した。今回添付印刷例で使用した用語は、そ また検索用に分類欄を設定し、入力は基本レイアウトで行った。なお、入力時には各要素の名称はISAD(G)のものを

代→記述単位の年代域」「作成者・宛先→作成者名称」「数量→記述単位の規模」「請求番号→レファレンス・コード」

「備考→覚む」である。なお、このレベルでこのように項目が少ない理由については、次節で述べる。

宛先を示す「江」を少し小さく表記したい、と思ったらその文字だけを指定してポイント数を下げればよい。イタリ 字についても、ポイント数・字体など、通常のワープロと同じように自由に設定できる。従って、たとえば表題中で である。フィールドやレイアウトは入力作業の途中でも追加・削除することができ、その点では『桐』と同じである。 またフィールドの大きさや位置はカーソルをあわせてマウスで移動すれば簡単にレイアウトでき、フィールド内の文 ウトもできるが、添付印刷例のようになり、縦の罫線を伴う一覧表形式にはうまくならないのが、目録としては残念 データベースのレイアウトは、基本から必要なフィールドを選んで様々に設定することができる。表形式のレイア

わせてディスプレイ上でのフィールド枠を決めなければならない。この点は『桐』と違って不便を伴う。『桐』では、 印刷は、ディスプレイで見えているとおりに印刷されるので、各フィールド毎に最長のデータを確認し、それにあ

国際標準記録史料記述(一般原則)適用の試み(森本)

ック指定も同様である。字体を変えたり、文字を小さくしても検索上はなんら支障はないので、視覚的に見やすい記

述と迅速な検索が両立する。

んでいるところもあるので、空白が多くなるという無駄はない。 コードは空白をつめて印刷するように指定できる。従って、最長三行分をとっても、記述によっては一行、二行で済 いように、隠れる部分に全人名を入力した。なお、大きめに設定したフィールドでも、印刷の際にデータが少ないレ 右衛門、他六名」のように編集した形だが、これもコンピュータ上の検索では個人名での検索の際に落ちることがな くない。そこで一件につき最長三行までとし、情報を編集した。例えば、作成者が多数の場合、印刷されるのは「久 と隠れる部分とに分けて利用することができたのである。印刷目録の場合、一件の記述が無制限に長いことは好まし 刷目録ではこの欠点を逆手にとって有効に利用することができた。すなわち、フィールド内を、印刷して現れる部分 データの長さに合わせて、データがすべて表示されるように自動的に枠を調節して印刷するからである。しかし、印

の「仮目録B」(閲覧室備え付け)に基づいて、その請求番号を用いる必要があることを、念のため記しておく。 本稿に付した実験結果が史料利用者になにがしかの参考となれば望外の喜びだが、史料を請求するさいには従来通り とつしかふられていない、ということが多々あり、そのような場合には、一点毎を識別するために枝番号をふった。 索手段となっている「仮目録B」のものを尊重した。しかし対象史料群は仮整理であるため、一括して請求番号がひ てそれをする能力はない。今回の整理はあくまでISAD(G)適用の実験のための私的なものであるので、請求番号は検 いうまでもないが、収蔵史料の目録作成は史料館として重要な業務のひとつであり、筆者がここで本史料群につい

ォンド全体の記述、ついでそれ以下のレベルの記述が来る、という体裁をとった。こうすることで、様々なレベルの 全記述の最初にはフォンドレベルの記述、その後はサブ-フォンドごとに分け、各サブ-フォンド内ではまずサブ-フ の記述の提示に関する安藤正人氏の提言もふまえ、各レベルの記述を上位から順に並べることを考えた。すなわち、 作成した記述の一部は本稿末尾に掲載した。筆写の不勉強で未だ十分に整理できたとはいえないが、様々なレベル

(二) 実験に際して想定される問題点

ISAD(G)を適用するにあたっての問題は、これまでの研究蓄積もあまりないことから具体的には予想されにくいため、 本節では、実験にあたってあらかじめ予想される問題点について解決策の試案を提示する。ただし、項目だてに

電算化にかかわる問題が中心となった。

性がないため、データ交換に際しては実用性がないからである。しかし、目録の役割にかんする考え方にもよるが、 リック体で表記した(例えば、目録中34G/11/8)。 て、今回の実験では、旧字体を新字体に統一した。また、「ゟ」を著す文字は「より」とポイントを下げ、かつイタ 定はコンピュータにはできず、検索効率をあげるためには、用語は統一されていなければならないからである。従っ は検索という点からも考えられてよいだろう。すなわち、シソーラスの設定が完全でなければ、新字体と旧字体の同 料の文字づかいに忠実である必要はなく、外字や異体字は極力当用漢字にするなどの措置で問題を解決できる。これ ぎないという考え方が増えてきている。だとすれば、史料の翻刻や全文テキスト・データベースと違い、必ずしも史 最近では目録記載はシンプルになる傾向にあるようである。つまり、目録は結局はオリジナル史料へと導く手段に過 史料記述の電算化というときにまず問題になるのは、異体字や外字の扱いである。個人的に外字を作成しても互換

して単純な数列にする必要がある。 一定の秩序をもって時系列に並べる機能は欠かせない。当然ながら和年号のままではソートできないため、 しかし、閏月や年欠などの事態にも対応しなければならないため、最終的に並ん 西暦に直

第二に、記述史料の時系列ソート法も考えておく必要がある。コンピュータ上の検索でも印刷目録作成のためでも、

これらすべてが国際標準で提示されれば、真に国際的なデータ交換が可能になるはずである。 表示の国内さらには国際的な統一であろう。世界史上には様々な暦法があり、現在でも西暦を用いないところもある。 力化を主としてめざしたもの)や平瀬直樹氏の報告などもあり、技術的な問題はもはやない。残る問題は、この数列(ミヒ) で欲しい順序になるように数字を調整する必要がある。この問題はすでに中野栄夫氏が提唱している例

なものは、目録上は「(弘化二年以後カ)」などとあらわれ、年代表記欠の一番最初にくるように、年を「三九九九」 〇〇四〇」となる。また、特定はできないものの、史料内容よりだいたいの時代が想定される場合もある。そのよう ではないだろうか、という発想である。以上のように設定すると、たとえば年代表記の全くないものは「四〇〇〇四 たとき、「正月」と「一月」が無秩序に混淆するよりは、それぞれがまとまって印刷されたほうが見た目に美しいの 名および「朔日」「晦日」を数字と同じ扱いにしなかったのは、印刷結果を意識してのことである。視覚的にながめ 日表示は、通常はそのままだが、「朔日」は「〇〇」、「晦日」は「三五」、欠は「四〇」とした。設定の中で、月の異 閏三月の場合は「○三五」とする。これで、閏三月が三月よりもあとにくるように並べられる。また、月の異名につ 「正月三日」が「一月二五日」よりもあとになるため、かえって時間の流れを把握しづらくなるからである。したが これは日表示を欠いている場合に限った。すべての異名を特別扱いすると、ソート後に視覚的にみた場合、たとえば 〇〇〇」と入力した。月を三桁にしたのは、閏月および異名対策である。通常の三月ならば「〇三〇」と入力するが、 頭から順に、年表示四桁、月表示三桁、日表示二桁である。年は基本的に西暦への単純変換だが、年欠の場合は「四 って、「安政二年正月」などと日付を欠く場合に限っての扱いとしたのである。なお、月欠は「四〇〇」で表示した。 いても単純な数字表記と区別するために三桁目を「四」にし、例えば三月と閏三月の間に弥生がくるようにしたが、 今回の実験では、これらの前例をもとに、ソート用に九桁の数字で年月日を表示するフィールドを設けた。これは

とするなど、微調整を行った。

るフィールドにデータを入力すると、別のフィールドには該当データが自動的に入力される、ということが可能であ 考える必要がなかったからである。また、このルックアップ用ファイル作成自体も、工夫次第でもっと手間が省ける の目録入力作業には非常な威力を発揮した。史料に記載のとおりに「慶応三年」などと入力するだけで西暦のことを めにはあらかじめ和年号と西暦とを対照させたデータベースを作成する必要があり、多少手間がかかったが、その後 る。『桐』でいえば「麦引き」に近い機能であろうか。この機能を利用して、和暦の西暦変換をおこなった。このた ところで、今回使用したファイルメーカーでは、ルックアップという機能があり、あらかじめ設定しておけば、あ

いうフェルナンダ・リベイロの報告を参考に、使用ソフトウェアの能力も考慮して、試案を提示したい。 な検索結果を得るためにはコントロールされた検索用語とフリーな用語での検索とを組み合わせるのが最もよい、と まず入力語そのままの検索について考える。ファイルメーカーでは、フィールド毎に自動的に単語レベルの索引が 第三に、印刷目録の場合にはあまり関係ないが、コンピュータ上での利用を想定すると難しいのが検索の問題であ 検索はそれ自体が大きな研究課題であり、本稿の実験のレベルで解決できるものでは決してない。しかし、

だろう。

作成される。従って、何らかのレイアウトをした状態での検索では、入力した語に全部または一部一致する語を検索 のデータベースの問題であり、自然語検索が可能な神奈川県立公文書館のシステムではフィールドの枠をこえて検索 どの情報がどのフィールドに記されているかを予想しなければいけないという制限がある。しかし、これは今回使用 人名から検索したければ作成者欄のフィールドで検索しなければならないなど、その目録の性格をある程度理解して、 画面で指示すれば、すぐに該当語をふくむレコードが検索される。ただし、これはフィールド毎の索引になるので、

大きい」「以下」などの指定もできるため、年代で検索する際に「一六○○年以降」といった指定もできる。 法である。しかしこの形式だと、ディスプレイ上でも印刷しても見にくいため、この機能を媒介とした検索で、レイ た検索を行うことは実はファイルメーカーの場合にも可能だが、それはテキストファイルとして変換して検索する方 できるようになっているなど、このような強力な検索が技術的には可能であることはすでにわかっている。これに似 アウトを伴った検索と同様のわかりやすい検索結果を得るための工夫は、別に必要である。なお、検索の際に「より

全人名を入力したり、史料には「かにさわ」と平仮名で記入されているのを「蟹沢村」と改めて入力して、対応した。 検索画面でもいきているので、目録作成者が名主関係文書について何という用語でまとめたのかなどと悩むことなく、 料群の分類は、「観音寺村名主・戸長」「岡田家」「蟹沢村」を考え、この三用語を値として設定した。この値一覧は として設定しておけば、入力の際にはそこからカーソルで選ぶだけでよいというものである。今回の実験で用いた史 を使えるからである。これは、あるフィールドで入力されるデータが数種類に限られる場合、各データを選択肢 なる用語の統一も、このレベルであればそれほど難しくない。というのも、ファイルメーカーの「値一覧」指定機能 ぐらいはざっと目を通さないだろうか。このように利用者が範囲を広くとって目録を利用している場合を考えて、 者によって異なるが、少なくとも検索の第一段階では、目指す種類の史料が含まれていると思われるサブ-フォンド 人名・地名を確実な範囲で統一表記することで対応した。どのレベルの検索結果を求めているか、ということは利用 「分類」という大きな枠で検索することができるようにした。また、検索語のコントロールというときに必ず問題に 覧から選んで検索させればよい。人名・地名の統一については、前節でもふれたように、印刷の際に隠れる部分に、 次に、コントロールされた検索用語の扱いであるが、今回は「分類」項目(=サブ-フォンドの表題)の設定と、 なお検索の際に複数のフィールドの条件を組み合わせることも可能で、「名主関係のもので、久右衛門がかかわっ (値)

に指定する必要がある。このようにして、サブ-フォンドレベルの表題を独立項目として「分類」とし、他の項目と たもの、時代は一八○○年以降」といった検索が可能である。ただし、絞り込み検索はできないので、これらは一度 同じ性格に設定することで、全体を概観するというゆるやかな検索と、一点毎の史料を探し当てる検索という二タイ

プの検索がともに可能になり、かつ両方を組み合わせることもできた。

システムではそれに該当する記述一件々々がレベルを問わずいきなり検索結果としてでてくる。たしかにディスプレ 表現するのは容易ではない。たとえば、コンピュータ上でかなり限定された用語での検索をおこなった場合、 ータ上であれ、それをもとに作成した印刷目録であれ)利用者が、自然に群の階層性を理解できるように導くように そのように対処している(図二参照)。しかし、今回のように様々なレベルが混在する記述の場合、目録(コンピュ 記述のさいにレベル表示欄を設ければISAD(G)への準拠という点ではクリアでき、事実イギリスでの適用例をみても、 ぼる記述の要素を挙げているが、その中でも必須の項目のひとつに、記述レベルの表記をあげている。基本的には、 順次経てからのみ求めるアイテムにたどり着くようにすれば、利用者は自分の求める史料の群内での位置づけが自然 は史料群の構造を理解したといえるだろうか。理想としては、たとえアイテム一点が直接選択されるような検索を行 イ上には各記述のレベルを示す欄があるが、そこにファイルだのアイテムだのと記してあるだけで、果たして利用者 第四に、ISAD(G)にもとづく記述で最も重要なことは、史料群の階層性の表現である。ISAD(G)では二六項目にの ディスプレイ上には該当アイテムを含むフォンドレベルの記述がまず表示され、それに続いて上位レベルを 今回の

れるにとどまった。こうしたシステムの限界をカバーするためには、館内の職員が操作する場合は、システムを理解 しかし残念ながら現在の筆者の能力ではそれを実現することができなかったので、 今回は画面上にレベルが表示さ

Paul Sillitoe, 'ISAD(G) - the Guiding Light?', Exploring Internet Issues Conference, University of Glasgow, 27-28th March 1996. 本記述は上記会議 の報告(インターネット上で保存・公開)から引用。報告へのアクセスについ ては、本稿注7を参照のこと。

mererence code: UA [UAS] U-!! Title: SAM FITTON COLLECTION Dates of creation of material: [?1893] - [?1929] Lovel of description: Fonds Extent of unit of description: 7 boxes

CONTEXT
Mase of creator: Sam Fitton (1868 - 1923)

Biographical history: Sam Fitton was a Lancashire dialect author, poet, painter, playwright, songwriter, actor, entertainer, and, most of all, cartoonist. After leaving the spinning and weaving trades as a young man, due to ill-health, he became the public voice of those textile workers. A regular contributor to newspepers including the Cotton Factory Times, he was also active in the Lancashire Authors' association and in local theatrical groups. A native of Cheshire, he lived since his early years in Shaw and Crompton, near Oldham. He married Jane Cockayne (T Ord Fossil) in 1894 (d.1918), and Annette in 1921.

Dates of accumulation: [71893] 1 [71929]

Custodial history: This collection contains material of a number of different and sometimes unclear provenances, brought together in a union listing. The bulk is believed to have been donated by Annette Fitton to Crompton Library in the late 1960s, and later transferred to Oldham Local Studies Library. A smaller accumulation of definitely different provenances are recovered from Crompton Library in 1995. Two other smaller seats of material of identifiably different provenances have also been included here.

Immediate source of acquisition: Brought under Oldham Archives Service control from diverse sources in 1995.

CONTENTS AND STRUCTURE
Scope and content abstract: Although original illustrations constitute the greatest bulk, there are significant executs of works of poetry, music and prose. However, the printed material, which principally comprises cuttings of Fitten's published newspaper contributions, with a few papphlets, shows that by no means all of Fitten's original works are here. Personal papers are scarce, but include several later letters for Jane and Annette Fitton.

Appraisal: Given that much of this material has previously been publicly available, all has now been retained together in one collection.

Accrual: Accruals may occur to this artificial collection.

Arrangement: There was evidence of a previous attempt at cataloguing, but no original order could now be discerned. The collection has now been artificially arranged by creator, form and date, where possible. Belated items have been cross-referenced internally, and differing provenances clearly shown in the union arrangement.

arrangement.

CONDITIONS OF ACCESS AND USE

Legal status: Donated/transferred internally to Oldham Archives Service.

Access: Open to all users subject to current regulations.

Copyright: Statutory restrictions may apply.

Language: English; some Lancashire dialect.

Physical characteristics: [Redundant: no effect].

Finding aids: Piece level descriptive list.

ALLIED MATERIALS

Location of originals: [Not relevant]

Existence of copies: D-Fit 1/1/1-1/2/16 photocopies at Crompton Library

Related units of description: None
Associated material: None known

Publication mote: Fitton, Sam: Gradely Lancashire. Geo. Whittaker & Sons, Stalybridge: 1929. Fowler, Alan & Wyke, Terry. Mirth in the Mill. Oldham Arts and Heritage Publications: 1995.

況を記すことで、前後の史料との関連性がわかるようにした(以上、図三を参照)。 視覚的に理解され、そこからファイルレベルへと利用者を導くことができるようにした。また印刷目録では、 ルとは無関係のアイテムとの境目を明確にすることが可能になった。また、備考欄に一括保存などの物理的な保管状 ル内のアイテムはまとまってならぶようにしたが、その際に、ファイル内の最後のアイテムと、後続の、そのファイ 合には、小文字で表示した。これで、自分の検索したあるアイテムがなんらかのファイルの一部であるということが ルがサブ-フォンドに直結する場合には、レベルを示す文字を大文字で表示し、上位にファイルやシリーズがある場 する。その操作のためのヒントを、レベル表示や備考欄で工夫した。すなわちレベル表示では、記述単位の上位レベ である。また、閲覧者が直接操作する場合は、閲覧窓口を通じて閲覧者にそのようにシステムを理解するように指示 したうえで、検索された記述のレベルなどを手がかりにそれの上位階層へとたどっていき、全体を見渡すことが必要 ファイ

(三) 作業を通じて生じた問題点

それをコンピュータで表現しようとする際に生じる問題とがあるが、まずは前者から考えていきたい 実際に入力作業を行っていく過程で、いくつかの問題が生じた。大きく分けてISAD(G)そのものにかんする問題と、

の把握はとくに問題ないが、難しかったのは「ファイル」という概念をあてはめることであった。たとえば行政文書 なかに公務関係のものがこうした形態をとっていることはありえても、とくに私的な文書が作成者によってファイリ の場合には、これは簿冊や文字どおりのファイルに相当すると考えられる。しかし諸家文書の残存形態を考えると、 音寺村文書)」と「サブ-フォンド(観音寺村名主・戸長、岡田家、蟹沢村)」、および物理的に識別可能な「アイテム」 第一に、諸家文書では中間レベルの階層を把握するのが難しいということである。上位概念である「フォンド(観

<図3>

V. ♪ 表語	記載年代 作成年代	作成者・宛先	数量	四十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	金
I (入右新門より弥兵斯へ貸出金党および 任文組)	F 天保7申毎月~天保 14卯年11月2日	久右衛門一路兵衛:復音寺村 倍 主张兵衛・同安人衆太郎同村久 右衛門	報(領)	34QJ17J15 党の一部および証文に作成人の原印 あり;34GJI7全体で「伊用金匠文」 として一括一袋入り	党の一部および臣文に作改人の駅F あり;34G/I7全体で「伊用全臣文 として一括一袋入り
1 (入右斯門より市三郎へ貸出金乗および 低文報)	7 天保11年子3月~ (天保12年)丑12月 29日	(久右指門→市三郎・弥兵斯;既 音寺村全衛用人市三郎・長四郎→ 当村久右衛門)	(位)	34G/17/16 証文に作成人の黒印あり;34G/17を 体で「借用金匠文」として一括一袋 入り	証文に 体で 「他 入り
1 万手按目記機	臺永3年皮正月26日	级音令针久右索門	=	34Q/10	鉄つき(「手控模入」の上音あり)
戶 (長帯村与助政地関係征文協)	基水5年于四2月~安 较7年3月		ā	340/14	包紙を姿紙に34CVI√VI→を借じたもの
1	墓水5年千ノ閏2月	長静村 控主与助・同立会与七→ 四本の村久右衛門	,	34G/14/1	作成人の思印あり
・ 遊出申述書―礼之事【質波地につき今年 等分支払いの件】	F 安政5年年4月	(長部村質流施主与助、他4名一 図本町村久右衛門)	- - -	34G/14/2 作成人の黒印あり	作成人の
1 小作申算田地旺文之事	安配5午年4月	長爺村小作人与助・同村慈配人道 1次 吉→四音寺村人右衛門		34亿/14/3 作成人の鳥印あり	作成人の
1 差出仕求任文之事	安配7年申3月	及翻针引当主卷藏·阿什曼人与助。阿阿斯格四郎-班奇中村久右 第一	,	340/14/4	作成人の風印あり
! 借用金缸文之事 [反放力]	安政5午年6月3日	設音寺村金徳用人久右衛門・受人 久七一同村学左衛門	荣	34G/17/9	作成人の爲印あり;34G/17全体で 「借用金匠文」として一括一袋入り
1 借用金匠文之事 [反依ヵ]	文入2皮年7月	现音寺村金岱用人久右衛門 東根 人兵衛	<u>-</u> ;;	40/17/19	34G/17/19 増設に返金に関する配収あり;作成 人の展印あり;34G/17全体で一括一 袋入り
1 全借用証文之事 [反放力]	文久4于年2月	现在今村全部用人久右衛門→同村 各四郎	,	4Q/17/13	340/17/13 競点成的分が抱と付着し、ひらけない:240/17を存む「使用金圧文」と「一大一大」に

考えたが、諸家文書における「ファイル」概念が、すべての史料群について共通に構築できるものであるのか否か、 そうなものもある。今回の実験では前者のかたまりのみを「ファイル」として扱った。今回はこのように階層構造を もある一方で、内容は似通っているが(目録中の34G/12の絵図類など)、仮整理段階でまとめたと考えたほうがよさ どから明らかに作成あるいは早い時期の整理段階で一括されていたと考えられ、まとまって扱うべきと思われるもの を伴って編綴されている例があった。こうしたまとまりを一点づつみていくと、文書の折り目、作成年月日や筆跡な て系統だった公務関係の簿冊類はみられなかったものの、数点の史料が一括になって袋詰めされたり、こよりで表紙 ングや編綴されていることはまずない。今回素材にした史料群はかなり雑然とした一点ものの集合だったこともあっ

考える必要があろう。

概念の定義は決して単純なものではない。同様に「シリーズ」概念も難しい。理論上では、「シリーズ」とは、作成 来の一括文書の把握とレベルとしての「ファイル」の識別とは異なったものであり、諸家文書における「ファイル」 全体の中でのその一括あるいは一点の客観的な位置づけを検討した結果を示しているものではない。このように、従 述することは普通に行われていた。確かにこれはそのかたまりについては階層構造を反映してはいるものの、史料群 史料群で、何をもってシリーズとし、ファイルとするか、という概念は理論化できるものなのであろうか。雑然とし 部課をサブ-フォンドとするなかで業務毎のまとまりをあらわすものだが、個人の文書がばらばらに集積されている あるまとまりを「シリーズ」とするか「ファイル」とするか、実は簡単には決められないと感じた。 た諸家文書の整理では、まずは一点ずつを確認し、その記述をもとに原秩序を復元することになろう。そのときに、 ところで、従来の目録でも、 一括文書の取扱ではまず一括で親番号を付し、中の一点毎の史料に子番号を与えて記

第二に、年代にかんする情報の取扱に問題があった。ISAD(G)には、年代情報にかんして、二要素が設定されてい

史料に関わって活動した年代を「記述単位の年代域」とする、となる。 述単位に含まれる資料の作成年月日」であり、その史料・史料群の作成過程をも考慮したときに、その作成者がその れを筆者なりに理解すれば、目の前にあるこれから記述しようとする史料・史料群から直接得られる年代情報は「記 生まれた日以前の日付が記述されることはない。ISAD(G)ではこうした使い分けを想定して要素を設定している。こ ふくめた記述は「記述単位に含まれる資料の作成年月日」であり、「記述単位の年代域」に書簡群を形成した個人の ら、その人が生まれる前に祖父母がやりとりした書簡がまざっていたとする。この場合、その祖父母の書簡の日付も 書の集積を行った現在の組織が活動した「一九九○年から一九九五年」となる。また、ある個人の書簡群を整理した 書が集積される。関連文書の中には、一九八五年に作成された文書が参考资料として綴られている。そうした場合: するエリア」のうちの「記述単位の年代域」である。この二種類の年代情報について、ISAD(G)の解説にはそれなり る。ひとつは、「個別情報のエリア」のうちの「記述単位に含まれる资料の作成年月日」で、他は「成立の経緯に関 「記述単位に含まれる資料の作成年月日」は「一九八五年から一九九五年」となり、「記述単位の年代域」は、その文 の説得力がある。つまり、ある組織が一九九〇年から一九九五年まで何らかの業務を行ったとして、その間に関連文

がこの点について踏み込んだ要素設定を行ったことで、これまでの議論が整理されるかと考えたが、結果として未だ 複雑である。こうした年代情報の記述はこれまでも統一すべきだとの議論が国内的にもなされてきた。今回ISAD(G) 表紙に記載の日付はその帳の起筆日のみで実際にはそれから何年もその帳に書き込み続けたものもあり、年代情報は 付(つまり内容のもつ年代情報)と物理的にその文書が作成された日付のずれるもの、また横帳にみられるように、 言うまでもなく、史料には、沓簡のように日付のひとつしかないものから、写のようにオリジナルが作成された日

不十分であった。

たとえば、諸家文書のアイテムについて、史料の持つ年代情報をこの二要素にあてはめようとすると、必ずしもし

局、今回はオリジナル情報の日付が「記述単位の資料に含まれる年月日」で、写した日付が「記述単位の年代域」と 的にそのように記述した。しかし、沓簡などのシンプルなものはともかく、とくに写の年代情報の扱いに迷った。結 と、従来「作成年月日」として扱ってきたものは「記述単位に含まれる資料の作成年月日」に相当すると考え、基本 っくりこないのである。ISAD(G)のなかで必ず記述すべき五要素はすべて「個別情報のエリア」であることを考える

考えたが、必ずしもそれで納得しているわけではない。 報告は、英国オールダム市文掛館のアーキビストが、史料群レベルでの記述をまとめ、館所蔵史料ガイドを作成した 年代情報取扱いに伴う問題は、ISAD(G)を史料群レベルの記述に採用する試みの報告のなかでも指摘されている。

域=一九??」と記述した。しかし、コレクションの中には、中世の権利証掛の写しが含まれている。この「中世」 七世紀中葉から二〇世紀中葉」とし、さらにその好事家がコレクションを行った時期をとって、「記述単位の年代 している、という点である。問題になったのは、二〇世紀のある好事家による古文書・古書などの人工的なコレクシ 経験にもとづいている。そこで指摘されているのは、「史料に含まれる情報の年代」という概念がISAD(G)には欠落 ョンの記述で、コレクション内の史料が物理的に作成された日付をとって、「記述単位の史料に含まれる年月日=一

すところがないのである。 という情報、すなわち「内容情報の年代」とでもいうべき情報について、現在のISAD(G)の年代関係情報欄には、記

記述要素が与えられていないことであり、その場合にその二種類とは何を指すかという理解に、記述者の判断が入っ **書の日付は記述単位に含まれる資料の年月日に含まれる。問題は三種類の年代情報が想定されるうち、二種類にしか**

国際標準記録史料記述(一般原則)適用の試み(森本)

さて、この報告者と筆者の写史料に関する年代情報の理解に、すでに違いがある。筆者の理解では、中世の権利証

素とともに必須の要素とすることを提案している。年代情報の取扱については、今後ISAD(G)の改善をはかるうえで は重要な論点になろう。 イギリスの国内組織である記述標準検討委員会(Working Party on Descriptive Standards)では、これを既定の二要 の要素である「内容情報の年代」の欄を設けることで、数多く存在する写史料の扱いが統一されることが期待される。 てしまうことである。このように、現在の項目設定のままでは、かえって世界規模で混乱をまねくことになる。第三

書誌記述としては不十分となるなどの問題があった。しかし、ISAD(G)では、作成者名称という要素がひとつあるの 統的な記述からするとなじみにくい。しかしその一方で、この要素が単一であることの利点もある。それは、書物や 欧米において伝統的に作成者関係の記述があまり厳密になされないことに関係があると思われるが、日本における伝 という立場の分化についての規則がない。これは、行政文書の主務という発想に基づいていると考えられることと、 すべて盛り込め、なおかつ文書とおなじ規則で記述できるということが実現した。絵画やモノも同様に扱うことが可 みで、その中での記載方法はかなり自由であることから、かえって、著・跋・写・版元、などの作成関係者の情報が した場合、これまで「作成・宛先」欄を各々固定する傾向があり、その形式に無理矢理古書籍をあてはめ、その結果、 モノ资料の記述が文書と同時にISAD(G)に基づいてできる、ということである。文書の記述を基準にした項目だてを 第三の問題は、作成者名称にかんする規則が従来の日本の目録と異なることである。すなわち、「作成」と「宛先」

に、今回は「→」を使用して差出・受取関係を示した。これは今後の典拠コントロールの問題につながると思われる っては関係者の立場 この長短二点を考慮すると、後者の利益のほうが大きい。従って、今後も要素設定を尊重したうえで、適用にあた (作成や宛先、あるいは画、跋、写など)を記号化するなどの統一をして対処すればよい。試み

能である

が、いずれにせよ年代情報の場合とちがって新たな要素を必要とするものではないだろう。

を試みると、実はほとんど沓くことがない、という報告もなされている)。データ量も増えるし、何よりも印刷に際(ミジ) ことには無駄が多い(添付目録のサブ-フォンドレベルの記述が明らかに示している。また、シリーズに関する記述 どのレベルの記述にも適用可能で、また必要な要素のみ記載すればよい、となっているが、常にその設定をしておく して、そのまま印刷したのでは、必要な情報量に比して空欄ばかりになる。 特徴」の要素に記述したが、九割ちかくのレコードで特定の要素の使用にとどまった。理論的には二六要素すべてが の一部、および「覚書」のみとなった。アイテムレベルの記述では、たまに、破損がひどいなどの情報を「物理的な んどの要素を使用したが、それ以外では、使用するのはほとんど「個別情報のエリア」「成立の経緯に関するエリア」 第四に、実際に記述していくと、空欄となる要素がかなり多いことがわかった。フォンドレベルでの記述ではほと

ならないだろう。ISAD(G)で指定している最低限記述すべき要素を当面は尊重しつつ、今後様々な適用実験を通して、 わせた編集は行っても、ISAD(G)をふまえて利用しようとする他者が間違いなく利用できるという基本から外れては を行うかもしれず、その時は共通認識として「物理的な特徴」の要素を検索するだろうからである。自館の状況にあ クを通じてのオンライン検索が実現したときに、国内外からアクセスして「史料の破損状況」という視点からの検索 た。ただし、ほとんど使用しないとしてデータを他に写した要素も、データの消去はしなかった。いずれネットワー じ情報を「覚書」の要素など、適当な要素へも重複して記載し、要素を限定して印刷した際にも確認できるようにし た要素が末尾に添付の目録に現れる八要素である。記述に際して通常は使用しない要素への記載があったときは、同 そこで今回は、シリーズ以下のレベルで使用要素を限定し、極力その要素内に書き込むようにした。その限定され

各レベルの記述で必要十分な要素を共通理解として成立させる必要があろう。

<u>____</u>

コントロールの問題とともに、ISAD(G)運用の可能性を広げていくうえで、考えていかなければならないだろう。 要素を設定するのか、あるいは別体系でこうした事態への対応を考えてISAD(G)にリンクさせていくのか、今後典拠 したい、と考えたときにどのような操作をすべきなのか、統一する必要はないだろうか。ISAD(G)に何らかの作業用 の守備範囲ではないかもしれないが、たとえば遠隔地からネットワークでアクセスし、求める記述を時系列でソート 最後に、電算化を考えた場合にはソートおよび検索をするための方法を検討しなければならない。これはISAD(G)

四、結びにかえて

にフォンドレベルでの記述により適しているということ、である。 今回の実験を通して明らかになったことは、第一にISAD(G)は諸家文書整理にも適用可能であるということ、第二

諸家文書整理への適用については、すでに述べたように、年代情報の扱いという国の枠を越えて問題となる点に加

把握などといった理解と大きく異なるものではない。本文中で提示したように、各要素の記述にあたって共通理解を 決してISAD(G)の発想は初めて目にするものではなく、表現方法こそ違え、すでに定着している史料群の階層構造の えて、日本における従来の記述方法との連続性を考えると整理しておかなければならない点はいくつかある。しかし、

駄が多すぎ、なんらかの定型化・記号化を必要とするからである。しかし、ルールが細かくなればなるほど汎用性は 細かいルールづくりが必要となってくる。それは、アイテムレベルの情報としては各要素への記述が文章の形では無 第二点目にかんしては、これまでで明らかになったように、アイテムレベルでISAD(G)を適用しようとするとより 築き、その表記方法を工夫することで十分に対応可能である。

く必要があろう。 されている場合は、現実的で有効な方法であろう。今後は、アイテムレベルの記述にISAD(G)を適用する方法につい をつなげる、という試みがグラスゴー大学ではとられたという。すでに一定水準のアイテムレベルの検索手段が整備(xi) みとして、史料群レベルの記述にISAD(G)を適用し、それ以下のレベルには既存の検索手段をHTMLで変換して両者 ろん、その上でアイテムレベルの記述の標準化およびデータ交換も志向される。このアイテムレベルでの標準化の試 あるのか、といったことの概要がわかることであり、国際的なデータ交換の第一の目標はその標準化であろう。もち れる必要があるだろうか。まず必要なのは自分の求める史料が日本のどこで見られるのか、関連する史料は他に何が 例えばアメリカの研究者が日本の文眥館にアクセスする、というような場面で、果たして史料が一点の単位で検索さ 定された詳細な情報を求めているか、逆に史料群レベルの情報を求めているか、のいずれかである」という。確かに、(※) チモンドの分析によれば、「殆どの(検索手段、引用者注)利用者は、特定の船や人にかんする詳細などの非常に限 国際的な汎用性のほうに重点をおくのが順当であろう。ISAD(G)適用の試みをしたグラスゴー大学のレスリー・リッ なくなっていく。この相反する状況のなかで、ISAD(G)の本来の目的は国際的な情報交換であることをふまえると、 て再検討するのがよいのか、グラスゴーで提示されたような、何か別の方法がよいのか、経験を蓄積して議論してい

国際的な記述の標準化という分野での日本における今後の課題は、標準化にかんする国際状況の把握と、 国

内での消化をすすめることの二点に大きく分けられる。

ばならない。これは、ISAD(G)というものがどの程度カスタマイズされてよいか、という問題と関わるからである。 イギリスの二例でさえ理解に違いがみられるが、それは必要と思えば要素を新たに設定してもよいとするグラスゴー 今回は、具体的な適用事例を把握できたのはイギリスの二例のみであったが、他国での具体的な適用方法も調べね

中心としてマークアップ言語によるデータ交換の研究も進んでいる。こうした様々な動きを把握することは不可欠で のように受けとめているのかが分かり、そのうえでISAD(G)の位置づけもあらためて明確になる。また、アメリカを を提供しようとするオールダム市文書館の場合である。多くの国の事例が集められれば、ISAD(G)を各国各機関がど (「範囲と内容・要約」の要素を二つに分けた)と、要素設定に不満をもちつつもその枠内で可能な情報

必要であるし、ISAD(G)の次の段階として提示されているISAAR(CPF)(International Standard Archival また国際状況にかんしては、ISAD(G)をふまえた電算システムがどのようになっているのか、という調査もさらに

ある。

個人、家文書版)による、典拠コントロールの問題もすでに国際的議論の俎上にのほっている。 (空) Authority Rules for Corporate Bodies, Persons and Families、記録史料オーソリティ・レコード国際標準規則-団体、

こうして国際状況をふまえつつ、国内でもISAD(G)を自らのものとして消化する努力が必要である。

今回はとくに

システムとの継続性をもたせることはできるのか、といったことも検討課題になるだろう。また、今回筆者が作成し るのか、そしてそれらの関連する記述にいかに利用者を導いていくのか、という具体的な方法、さらに現用文書管理 記述対象とした史料群と関わりの深い史料群が他に様々に存在する場合の記述は、ISAD(G)の原則でうまく説明でき 諸家文掛を対象にしたが、行政文掛や企業史料など様々な性格の史料で実験が必要なことは言うまでもない。また、 して外から押しつけられるものではなく、その一員である日本の状況も配慮されたものであるべきで、そのためには た目録体裁も試案にすぎず、よりよい体裁や使用要素を限定することの是非も論じられねばならない。国際標準は決

最後に、電算化について触れておく。今回の実験はパソコン使用には素人の者が市販のデータベースソフトウェア

日本から積極的に情報発信していかねばならない。

果が得られることがわかった。平瀬直樹氏も指摘しているように、すぐに求める機能すべてを備えたシステムを手に できるからである。今は、その際にISAD(G)という標準を視野に入れるということが加わったのである。 きるし、またそれまでの蓄積から、本格的なシステム構築の際にはどのような機能が必要なのかを明確にすることが 機器での経験を蓄積することは将来役に立つことこそあれ、無駄になることはない。情報そのものも変換して使用で 準備をしておく必要がある。記述の標準化という点でも、それを行う電算化システムの構築という点でも、手持ちの 入れることは小規模な施設では無理だが、いずれ電算システムを本格的に取り入れるときのことを視野に入れて、下 の範囲でおこなったので、様々な限界があった。それでも、たとえば時系列ソートや検索も工夫しだいでかなりの成

ISAD(G)は決して金科玉条ではなく、世界中で標準化をめざしてよりよい改良が加えられていくべきものである。 ISAD(G)は標準化の試みのほんの第一歩にすぎず、ISAD(G)そのものも五年毎の見直しが約束されている。

洁

- (2)河野敬一「ヨーロッパ各国公文背館におけるデータベー第七号、一九九六年九月)
- 案では、ここで「B。背景および内容」とされているエリているISAD(G)の内容は最終案ではないと思われる。最終をいる。2...国際標準記録史料記述・一般原則」(「記録とあいる。2...国際標準記録史料記述・一般原則」(「記録とえ化の現状」(国立公文書館報『北の丸』第二七号、一九九ス化の現状」(国立公文書館報『北の丸』第二七号、一九九
 - 「The International Description Standards: an interim report', Journal of the Society of Archivists, vol. 16 no. 1, 1995、にはISAD(G)作成過程の議論から、次なる典拠コントロールの話への流れも説明されている。

アが二つに分割され、全要素数も二六に増えている。最終

(母) National Council on Archives, Draft Rules for the Construction of Personal, Place and Corporate Names, last updated 30 January 1996. 年文本http://www.hmc.gov.uk

(3) 青山・森本、前掲注二、本文「はじめに」より。

- ームページ)に保存されており、ここから入手可能。(これはRoyal Commission on Historical Manuscriptsのホ
- (5) Charlotte Steinmark, 'The Use of Information Technology in the European Searchrooms: results from the Danish pilot project Overture'. *Journal of the Society of Archivists*, vol. 17 no. 1, April 1996.
- (6) 河野敬一、前揭注二。
- (7) この会議の職事録はhttp://www.arts.gla.ac.uk/Archives/suscagのScottish Universities Special Collections and Archives Group pageに保存されており、ここより入手可能。
- (8) 例えば、グラスゴー大学文件館および企業史料館に所属するレスリー・リッチモンドは、ISAD(G)として提示された原則は目新しいものではなく、国際的な経験をいわば蒸留したもので、「プロのアーキビストは、すでにISAD(G)で提示された基準にむかって進み始めていた、と確信している」、と述べている。以上、Lesley Richmond, 'ISAD(G) and Meta-level Descriptions', Exploring Internet Issues Conferenceより。
- 際」参加記」(『記録と史料』第四号、一九九三年九月)(9)背山英幸「国際セミナー「史料と記録の管理-新技術と実
- (10) 青山英幸、前掲注九。
- (11) 河野敬一、前揭注二。
- (1) 青山・森本、前掲注二。(1) 治聖葛一 『前抄記二
- (13) 国文学研究资料館史料館編「史料館収蔵史料総覧」の

- 九九六年八月)を参照のこと。 館収蔵史料総覧】を手にして」(「史料館報】第六五号、一「編集にあたって」、および背山英幸氏による同呰評「「史料
- 史料】第七号、一九九六年十月)(4)安藤正人「マイケル・クック北海道セミナー」(『記録と)
- 究、一九九号) して--第四七回FID/SIG/ARM参加・報告」(大学図背館研して--第四七回FID/SIG/ARM参加・報告」(大学図背館研ジ)中野美智子「近世史料目録情報のデータベース化をめざ
- (16) 中野美智子「近世史料目録の標準化の問題点と課題-「日(16) 中野美智子「近世史料目録の標準化の問題点と課題-「日
- 月から一九九四年三月) 第十九巻四号から第二十二巻三号まで連載、一九九一年四(18)中野栄夫「コンピュータ歴史学のすすめ」(「歴史手帖」
- 研究紀要』第一九号、一九九二年)(19)平瀬直樹「データベースと文書館業務」(『山口県文書館
- (20) ポルトガルのオポルト大学へ提出する学位論文として、オポルト市文哲館で行われた実験の報告。Fernanda Ribeiro, 'Subject Indexing and Authority Control in Archives: the need for subject indexing in archives and for an indexing policy using controlled language', Journal of the Society of Archivists, vol. 17 no. 1, April 1996.

- (21)諸家文書の階層構造はISAD(G)適用以前の問題であろう。 れると、あらためて検討する必要のある問題だといえる。 うことは、整理にコンピュータを使用することを視野に入 うに、一括文掛をどのようにとらえ、整理するのか、とい 非刊行物(第一次案)をめぐって」で問題提起しているよ 化の問題点と課題--「日本目録規則一九八七年版」代十一章 たとえば、中野美智子も前掲注一六「近世史料目録の標準
- (22)この識別は軽々しくすべきではないが、秩序を物理的に 号は仮整理を尊重し、備考欄でも物理的な整理状態につい ようにした。 かの識別が間違っていても、のちに正すことが可能である て言及した。このようにして、整理者の「ファイル」か否 されている他の史料との関係はないとみなしたが、請求番 点毎にわけて考えることにしたものは、目録編成上は同封 破壊するのでなければよいはずで、とくに後者のように一
- (3) Paul Sillitoe, 'ISAD(G): the guiding light?', Exploring March 1996. Internet Issues Conference, University of Glasgow, 27-28
- (24) Paul Sillitoe、前揭注二三。
- (25) Charlotte Steinmark、前掲注五。
- (%) Lesley Richmond, 'ISAD(G) and Meta-level Descriptions', Glasgow, 27-28 March 1996. Exploring Internet Issues Conference, University of
- (27) Lesley Richmond、前揭注二六。

- (28)カリフォルニア大学バークレイ校のダニエル・ピッティ ル・クック前掲注一より。 University of Glasgow, 27-28 March 1996、および、マイケ ク大学のS. ヘンセンによる記録史料管理用SGMLブラウザ や中心とするEncoded Archival Description Document ーの開発。情報はExploring Internet Issues Conference Type Definition (EAD DTD)プロジェクト、およびデュー
- (30)平瀬直樹「文書館におけるコンピュータ利用-山口県文書 (29) 本稿脱稿後完成したISAAR(CPF)を入手した。 persons and families : final ICA approved version, International Council on Archives, Ottawa, 1996 standard archival authority record for corporate bodies Descriptive Standards, ISAAR(CPF): international International Council on Archives Ad Hoc Commission on
- 館」(「山口県文書館研究紀要」第二十号、一九九三年)

出羽国村山郡観音寺村岡田家文書 目録

もとづいて記述したものの一部である。同史料群は「観音寺村名主・戸長」「岡田家」「蟹沢村」の三サブ-フォンド 本目録は、今回の実験のために国文学研究資料館史料館所蔵「出羽国村山郡観音寺村岡田家文書」を ISAD(G) に

に分類されるが、ここではそのうちの「観音寺村名主・戸長」のみを掲載した。

体裁としては、フォンド、サブ-フォンド、シリーズ以下、という順で記述が並ぶ。全体では、これに同様の構成

の他のサブ-フォンド毎の記述が続くことになる。

なお、記述のレベルの表示には、以下の通りの略語を使用した。

フォンド=Fo

サブ-フォンド=S-Fo

シリーズ=S

ファイル=Fi

アイテム=I、または、i

個別情報

レファレンス・コード 34G

寿原 出羽国村山郡银音寺村岡田家文書

配送単位に含まれる資料の作成年月日 延宝4年~明治23年

配送のレベル Fo

記法単位の推薦 0.2m (166点)

成立の経緯

作成者名称

和繊維・伝記

観音寺村は山形県乱川の顕状地の扇頂郎に位置する農村。『旧高旧領取四帳』では1424石の村高で田畑相半ばしている。近世では、最初、最上氏領、次 いで山形藤領、下野宇都宮藤領、1742(寛保2)年からは藤領となり、1856(安設3)年からは松前藤領となって麻藤屋県に至る。山形穂が任命した大井 殿制度では、精野沢担に属する。戸口は1692 (元禄5) 年の107軒730人が近世後期には海増し、1849 (嘉永2) 年、197軒1080人となった。1889 (明 治22) 年、市制町村間施行により3か村と合併して高崎村となり、観音寺村に村役場を置いた。 岡田家は、幕末に名主役を勤め、明治維新後、観音寺村他三箇村戸長を勤めていたことは、この文書館の下限である1885 (明治18) 年時点で確認される が群らかでない。

なお、競別村は現在支根市内で利川副状態の雷蟾館にあり、近似では高木組に属していた。

紀諸単位の年代財 延宝4年~明治23年

広幸 本史料群は主どして近世の村方文書と近代の戸長役場文書が複合したものであると見られる。

この史料群は観音寺村岡田家文哲といわれてきたが、当館の記録には、この文書が岡田家の出所を実証するものは残っていない。又、鬱沢村文書が限入している。

御料入手先 1959年度に古母店より購入。

内容および構造

節囲と内容・肥約 岡田家文書は主として近世の名主事務の執行に伴い授受作成されたものと思われ、これに近代の戸長役場文書が知わっている。この中には、岡田家の 家政にかかると思われる若干のものが含まれている。ただし、いずれも体系的に伝存したものではなく、残存に一定の特色があるわけではない。ほか に出所不明の歴沢村文書が加わる。

辞儀、廣楽休分、保存年間についての情報

丑加受入

整理の方法 仮称理のみ終了

公開および利用条件

法的位置付け 職入

利用条件 すべて利用可

著作権・複写に伴う条件 当館の一般的規則による

資料の使用言語 日本語

物理的众特别

使素手段 史料仮目録 B

開連資料

オリジナル資料の所在

複数の存在 かし

関連する記述単位 なし

間通する資料 不由

出版情報 山形県福さん兼発行『山形県史』(昭和35年~平成1年); 北村山郡役所編『北村山郡史(上・下)』(昭和47年、名著出版); 東根市編さん兼発行 『東根市史(通史簿上巻)』(平成7年)

党書 22

[岡田家文書 サブ-フォンドレベルの記述]

個別情報

レファレンス・コード 34G/1-4,7,9-13,15, 17-21,23-24

書原 観音寺村名主・戸長

紀述単位に含まれる資料の作成年月日

安永7年6月~明治23年7月5日

記述のレベル S-Fo

記述単位の担補 123点

成立の経緯

作战者名称

組織屋・伝記

記述単位の年代域 安永7年6月~明治23年7月5日

伝染

資料入手先

内容および構造

評価、施密処分、保存年間についての情報

法加受入

整理の方法

公開および利用条件

法的位置付け 利用条件

着作権・復写に伴う条件

資料の使用言語

物理的な特徴

出货情报

抽象手段

開連資料

オリジナル資料の所在

推動の存在

間消する記述単位

間選する資料

黨

22

M.P	表題	記載年代	作成年代	作成者・宛先	数量	請求番号	備考
1	(親音寺村絵図)	安永7年戌6月		(奴音夺村名主新五郎、他与照百 姓代 6 名)	1枚	34G/12/1	彩色;34G/I2全部で一袋
1	(親音守村絵図) 〔耕地反別書上派付〕	文化元年子8月		設守寺村名主新五郎・組頭三次 郎・百姓代与左衛門→御役所	1获	34G/12/2	作成人の黒印あり;彩色;34G/12全 都で一袋
	(19年貢告洛日母(1920年中村)	文化4卯年6月		川平右断門→右村名主・与頭・惣 百姓	1鉄	34G/9/1	作成人の無印あり;鉛鉱書きで爆裏に「文化四年皆済目録」とあり;34 G/9全体で一括保管
ı	午投资目録写	午 (文化7#)			153	34G/9/2	訂正用付集あり、内4枚は網離;34G /9金体で一括保管
:	無尽會入廷文之事	天保5年辰11月25日		(1扶	34G/15/1	作成人の馬印あり;34G/15/2と一機 に保存
·	(新開場境取扱につき歴拠絵図)	天保6未年6月		(新開顧人益川村名主友吉·视音 守村名主新五郎、他両村組頭百姓 代立会人等7名)	1状	34G/12/9	彩色;作成人の風印あり;絵図の裏 に寄名捺印、一部消去の跡あり;34 G/12全部で一袋
ı	(新開場検収額につき歴拠絵図)	天保6未年6月		(新開版人法川村名主女吉·設音 寺村名主新五郎、他阿村組頭百姓 代立会人等7名)	1秋	34G/12/10	彩色;作成人の馬印あり;絵図の裏 に寄名捺印;34G/12全部で一袋
i	(設在寺村流水地絵図) 〔途春付〕	天保11子年11月		収音や村川久下舎; 観音や村百姓 代久右衛門・租権蔵・同卯之助→ 当地御役所		34G/12/7	地名記載の付集あり;一部切取られ 被損;彩色;34G/12全部で一袋
!	便音寺村川員二付御役所江柳屆出鉄會付 技 (絵図)	天保口年予口月			1状	34G/12/8	彩色;34G/12全部で一袋
s	(明治初年諸途・顧留)	天保15年10月20日 ~明拍23年7月5日			一括	340/11	本シリーズは、8袋に分かれる
Fi	(雑多容類)	天保15年10月20日 ~明治23年7月5日				34G/11/1- 39	34G/11/I-39は一括して一袋入

M.P	表題	配數年代	作成年代	作成者・宛先	数量	請求番号	僅考
ı 	御尋ニ付ヤ恐以書付筆申上候 (大貫次右 衛門支配中の取開に付、写)	午2月21日	天保15年10月20日写	(東保村村役人組々三判、以下18 村一東投御役所;東投・尾花沢西 元緒写)	1仮復	34G/11/3	34G/11/1-39は一括して一袋入
1	覚 (夫食米引替実正、引替審紛失の皆報 告)	弘化3午年9月25日	·	锁音寺村久兵街→当村御村役人衆	1状	34G/11/27	久兵衛の風印あり:継ぎ部分刺激; 34Q/I1/1-39は一括して一袋入
ı	党 (夫食助合米手数引替書紛失につき、 本状を代わりにする旨)	弘化3午年12月28日		奴音寺村 久治郎→阿村名主久右衛 門	1状	34G/11/26	久治郎の風印あり;継ぎ部分は到 隊;34G/11/1-39は一括して一袋入
i	記 (神官僧侶学校設立に関する達、および教導入費上前に関する達、写)	明治6年5月10日~5 月20日		山形県福参事藤井龍之、社人触頭	(仮	34G/11/9	34G/11/1-39は一括して一袋入
i	情用申全子之事	2535年明治8年乙亥 1月6日		第三大区小三区包音中村借用主松 諸重四郎·加科人松沛重治郎一同 区両村田田人右衛門	1状	34G/11/4	34G/11/1-39は一括して一袋入
i 	入置申旺札之事(借入金に関し、写)	(明治8亥1月)		孫七・祭蔵・楊氏→岡田久右衛門		34G/11/37	「山形県管内」 後使用;34G/II/ 36と一様に折られていた;34G/II/ 1-39は一括して一袋入
i	首金催促之訴状(原告祭四大区小七区工 藤小路村小室与塾怡、被告授音寺村大江 伊塾冶、写)	明治8年旧5月28日 - 明治9年2月8日	- 明治9年2月8日	山形界庁一便在今村大江伊急治	1報(仮)	34G/11/17	「山形県管内」 美使用: 34G/II/I- 39は一括して一袋入
i	作恐以書付奉例上候(伊藤伝官より佐笠 啓五郎へ質流地の返地問題につき、写)	明诒8年			1获	34G/11/36	「山形県管内」要使用;34G/II/ 37と一緒に折られていた;34G/II/ 1-39は一括して一袋入
i	耕地省入征文之事〔金子借用征文、写〕	明治9年3月5日		競音寺村右勢地書入主岡田喜旅 治・加料人松浦市郎兵衛・伍長岡 田弥兵衛→同村岡田久右衛門	l状	34G/11/38	「山形県管内」美使用;34G/11/1- 39は一括して一袋入
i 	(召喚伏)	明治9年6月10日		山形県地租改正保→第三大区小三 区観音寺村大江僕一郎、岡田弥兵 第	1状	34G/11/28	「山形県管内」 築使用 ; 34G/I1/I- 39は一括して一袋入
i	第三大区一小区大江新田明治九年七月ヨ リ本年六月迄及 費 仕払金 間	明治9年7月~明治! 年6月	0 明治10年9月15日	新田地主大江権蔵一星保正	報(仮)	34G/11/11	34G/11/1-39は一括して一袋入

W.Y	表題	記載年代	作成年代	作成者・宛先	数量	請求番号	備考
i	記(資運散受負征および連鎖用馬飲取 例)	(明治) 9年8月9 日、子8月		通運会社、天下会社	2状	340/11/23	34G/11/1-39は一括して一袋入
<u> </u>	(途に付紙売捌人姓名書上)	明治10年1月23日		右村(東北村)保正一第三大区一 小区区務所	(校	34G/11/1	34G/11/1-39は一括して一袋入
ī	禁地売戻定的証券(拉カ)	明治10年1月25日		第三大区一小区京权村定的建主祭 田八兵術一周区観音寺村岡田五兵 新	1個 (仮)	34G/11/18	「山形県管内」絶使用;34G/II/I- 39は一括して一袋入
i	禁地売渡圧券〔控カ〕	明治10年1月25日		第三大区一小区設音寺村耕地完主 岡田五兵エ・同匠人関田久五郎→ 岡区東棋村柴田八兵エ	186	34G/11/19	「山彩県管内」集使用;34G/II/I- 39は一括して一袋入
i .	(上石玄棒取締指示および処置関係文 書、写)	明治10年3月23日~ 明治10年4月2日		(競音令村)	1億 (仮)	34G/11/10	「別紙御達」と記載あるも見当ら ず:「山形県管内」拠使用:34G/ 11/1-39は一括して一袋入
i	日屋律定約証券	明治12年1月1日		親音寺村人主教会彦右衛門・保正 豪世話人教会実古→同村同田久右 衛門	1 (18)	34G/11/20	作成人の黒印あり;銀部分に彦右衛 門の押印あり;34G/II/I-39は一括 して一袋入
i	久ノ本より兼山新道へ造スル旅費間〔旅 費假収証はさみこみ〕	明治16年11月13日 ~明治18年9月9日	(明治18年9月)	競音中村岡田久兵衛→岡村岡田清 八郎(但保収匠)	1骨(仮 縦);1状	34G/11/8	34G/11/1-39は一括して一袋入
i	記〔官域県名取郡長町村鳴東普之助へ売 渡の設音寺村紫煙草につき取開報告〕	明治17年6月29日~ 明治18年6月21日	明治18年6月21日	北村山郡(教音守村元仲賈哲楽人今 野松太郎一山形県北村山郡長東河 江本三	I扶	34G/11/32	34G/11/1-39は一括して一袋入
i	植应所变受取征	明治18年7月20日		北村山郡観音寺村外三ヶ村衛生委 員関田久兵解→山形県寺折田平内	1秋	34G/11/2	作成人の朱印あり;他とともに綴じられていたものの断片か;34G/1//- 39は一括して一袋入
i	引校汐遊世業御免許順〔下春〕	明治18年9月30日		山形界羽前国南村山郡25香地沙选 営業人佐藤田助、保証人3名一山 形界令折田平内		34G/11/6	34G/11/1-39は一括して一袋入
1	御受害 (佐藤田助弟引続営業について)	明治18年9月30日		(南村山郡長谷堂村牧野停内、他 2名一山形県令折田平内)	状	340/11/13	34G/11/1-39は一括して一袋入

W.Y	表題	記載年代	作成年代	作成者・宛先	数量	請求番号	强考
i	遊退何 [地方役其他不納者台帳に関し事 務上疎溜ありにより、写または控]	明治18年10月10日		北村山郡設在寺村外三ヶ村戸長四 田清八郎一山形県寺が田平内代理 山形県右書配官横川遠庭	銀(仮)	34G/11/15	34G/11/1-39は一括して一袋入
i	粉失物発見御届	明治18年10月31日		(北村山郡京根村宇花四羽地荘十 郷内羽地デンー仙台警察署作並分 署長警部補代理桜田新一)	I状	34G/11/12	34G/11/1-39は一括して一袋入
ı	改姓之義二付額	明治18年10月		北村山郡奥山村清野甚八→山形県 北村山郡長泰河江李三		34G/11/5	作成人の爲印あり;34G/11/1-39は 一括して一袋入
i	(学務委員廃止に伴う教育費申出手続に 関し連)	明治18年12月1日		山形県北村山郡長寨河江李三→戸 長	1報(仮)	34G/11/16	34G/11/1-39は一括して一袋入
i	(関山村大江左四新門ほか免許税未納に 付優札引揚の取計らい依頼、写)	(明治18年)	(明治18年)	初音寺外三ヶ村戸長役場→伍長橋 井多蔵・同片桐藤蔵・同片桐勘助	ɪ获	34G/11/33	34G/11/1-39は一括して一袋入
i	(飲料に関するメモ)(容類下書カ)	明治20年2月1日~9 治23年7月5日]		1状	34G/11/29	340/11/1-39は一括して一袋人
i	名和新田耕地開	3月22日		後沢村太田基四郎→ 田清八郎	1額(仮)	34G/11/35	34G/11/1-39は一括して一袋入
i	(春間) 【久米蔵歴敷地神明宮浸々開致 にかんし地券間査依頼】	6月20日 (明治)		大江指蔵→関木野二等岡田	1袋	34G/11/21	遊都分一部到離;34Q/11/1-39は一 括して一袋入
ı	紀(諸金額報告)	7月25日		京禄 伝造一国田久右衛門	1扶	34Q/11/39	34G/11/1-39は一括して一袋入
ı	(谷間) 【賀地流征文の件】	9月30日		四田→小池:小池→四田	Ⅰ状	34G/11/7	34G/11/1-39は一括して一袋入
i	取立金四【写】; 御役所ょり申越御下 ケ金割受関節	子10月11日~子10 月19日	子10月18日/子10月 19日	新五郎:久右衛門	(位)	340/11/34	340/11/1-39は一括して一袋入

M. P	表題	記載年代	作成年代	作成者・宛先	数量	請求番号	備考
i	(書間) (新達の件につき下案への加除 依頼云々、今登門治郎宛書間同封)	10月25日~10月26 日	10月26日	後沢東一関木埜岡田清八郎	4状	34G/11/25	34G/11/1-39は一括して一袋入
i	第二部教育費(メモ新問)			(設音寺村)	1状	34G/11/14	前後関係不明の断菌;34G/11/I- 39は一括して一袋入
i	記(大石田より周辺への運賃および里程 春き上げ)				採	34G/11/22	34G/11/1-39は一括して一袋入
i	(風程間) (断間)				3秋	34G/11/24	34G/11/1-39は一括して一袋入
i	(略絵図) 〔久右衛門・久七・復兵衛所 有地および大川〕				1秋	34G/11/30	34G/11/1-39は一括して一袋入
i	(地番・面積・人名書上)				I获	34G/11/31	34G/11/1-39は一括して一袋入
Fi	(山林立木・反別書類)	明治8年10月~明治 10年6月18日			5状2银 (仮)	34G/11/ 40-43	340/11/40-43は一括して一袋入
ı	(林草生地等の分限の現況取開報告、下 審きカ)	明治8年10月		右村 副戸長今野新左衛門・周大 江推蔵・戸長周田清八郎一地租改 正掛	I森 (仮)	34G/11/42	「山形県管内」 美使用 ; 34G/I1/40- 43は一括して一袋入
i	記(林草生地等の分限の現況取開報告、 大江新田分、下書きカ)	明治8年10月		练三大区小三区大江新田地主大江 権藏一地租改正係	(位)	34G/11/43	「山形県管内」 遊使用:34G/11/40- 43は一括して一袋入
i	山林拝借地稅金取開春〔控〕	明治10年6月18日		(第三大区一小区 贸音寺村原 人橋 苔左衛門、他2名→山形県令三嶋 通情)	3状	34G/11/41	「山形県管内」 変使用;340/11/40- 43は一括して一袋入
i	四 四 2 3 3 3 3 4 3 4 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	(明治10年)		(世話方数代五七、他11名)	2校	34G/11/40	「山形県管内」築使用;34G/11/40- 43は一括して一袋入

W.F	表題	記載年代	作成年代	作成者・宛先	数量	請求番号	備 考
FI	(地方稅関係書類)	明治9年~明治19年8 月2日	1		2状3額 (仮)	34G/11/ 46-50	34G/11/46-50は一括して一袋入
i	(地租未納督促および詳順何書式に関し 達、写)	明治9年~明治10年 月9日	明治10年1月8日、1月 9日	第三大区一小区区務所→右十二ヶ 郡里正保正	1紀(仮)	34G/11/49	340/11/46-50は一括して一袋入
i	上納廷(十八年度自家用料酒海佐札料)	明治18年10月28日		北村山郡観音寺村外三ヶ村戸長田 田清八郎→山形県北村山郡長寒河 江本三	I扶	34G/11/48	作成人の朱印あり;34G/11/46-50は 一括して一袋入
i	地方视未納之義二付上申 (未納者財富調 派付、技)	明拍19年8月2日		北村山郡観音守村外三ヶ村戸長国 田清八郎→元山形県北村山郡長寨 河江本三	1報 (仮)	34G/11/46	340/11/46-50は一括して一袋入
i	地方税未納之機ニ付上申【下書き】	明治19年8月2日		北村山郡阪音寺村外三ヶ村戸長岡 田清八郎→元山形県北村山郡長寒 河江李三	1扶	34G/11/47	34G/11/46の下音をか;34G/11/46- 50は一括して一袋入
i	未納人名得			親音等村	(仮)	34G/11/50	34G/11/46-50は一括して一袋入
Fi	(地租改正関係書類)	明治9年12月5日~明 治18年10月14日	I		6級(仮) 11状	34G/11/ 51-60	34G/11/51-60は一括して一袋入
i	記〔第三大区一小区石和新田民費取 回報 告〕	明治9年12月5日~ 31日	明治10年1月	右新田地主四田久右衛門代理四田 済八郎	142 (仮)	34G/11/53	概部分と書名部分に作成人朱印あり:「山形県替内」 徳使用:34G/ II/5I-60は一括して一袋入
i	地租改正係人心得一関 (手控)	(明治9年カ)		(地租改正係大江僕一郎、岡田弥 兵術)	税(仮)	34G/11/55	「山形県管内」奥使用;34G/11/51- 60は一括して一袋入
i	地券審換之機ニ付収〔結際田売買に付、 関連審額とも、写〕	明治12年2月~明治 12年3月10日	明治12年2月	売人北村山郡観音寺村小徳兵宙・ 貫人周郡周村四田久右衛門→山形 県令三嶋通衛	5状	34G/11/54	34G/11/51-60は一括して一袋入
i	地非審換之價二付額〔拉〕	明治12年2月		(設音寺村売人小姓兵吉・同村買 人用田久右衛門・戸長村山和十郎 →山形原令三嶋通暦)	(权)	34G/11/59	小笠・四田の風印および村山の朱印あり;緑部分に小笠の風印あり;34 G/11/51-60は一括

W.Y	表題	記載年代	作成年代	作成者・宛先	数量	請求番号	備考
i	党地及溃地網之機二付御届	明治18年10月14日		北村山郡観音寺村外三ヶ村戸長四 田清八郎→山形県北村山郡長来河 江本三	状	34G/11/60	34G/11/51-60は一括して一袋入
i	(第三大区元小四区名和新田地内改反对 春上)				1根(仮)	34G/11/51	340/11/51-60は一括して一袋入
1	改姓地租御引在順〔下書〕		_	山形県下羽前開村山郡第一大区十 五小区南蔵檜村県民一同惣代同 村々長72番地・同議員	(根(仮)	34G/11/52	「川形県管内」 単使用:34G/11/51- 60は一括して一袋入
i	(四番帳 (反別収穫米および地価書上) 扱り)				1億 (仮)	34G/11/56	340/11/51-60は一括して一袋入
ı	(等級および個数一覧表)				1状	34G/11/57	340/11/51-60は一括して一袋入
i	(字中川原・白金・本郷小作地反別および小作人音を上げ)				4状	34G/11/58	340/11/51-60は一括して一袋入
Fi	(戸稿下詞)	明治6年12月31日~ (明治9年カ)			2状2額 (仮)	34G/11/ 61-64	340/11/61-64は一括して一袋入
i	(年齡別男女別人口間)	明治6年12月31日			1程(仮)	34G/11/61	「山形県管内」を使用;付後脊髄; 34G/11/61-64は一括して一袋入
i	出生記・死去記	明治8年1月1日~明 治8年6月30日	1		1紀 (奴)	34G/11/63	「山形県管内」 集使用 ; 34G/11/61- 64は一括して一袋入
i	存留任券(下書き)	(明治9年カ)		第三大区小三区 提 音寺村98香境房 住商大江新藏長男大江利八	1状	34G/11/64	「山形県管内」 集使用 ; 34G/11/61- 64は一括して一袋入
ı	(人名生年等音を上げ)			_	伏	34G/11/62	「山形県管内」集使用;34Q/11/61- 64は一括して一袋入

M.Y	表題	記載年代	作成年代	作成者・宛先	数量	請求番号	備考
i	山形県官員録	明治7年3月(発行)		活版社(発行)	I册(10 丁)	340/11/65	板本:本アイテムのみで一袋
i	(地路福碁関査・地租上前に関する辞 遠、写)	明治9年9月28日~9 治9年10月2日	1	(山彩県地籍係、他3機関→第三 大区小三区正副区長)	: 1億(仮)	34G/11/66	「山形県管内」集使用;本アイテム のみで一袋
1	特地差配圧券〔控〕	明治10年1月25日		第三大区一小区银音中村总配主国 田五兵幣・胚人国田久五郎→同区 東根村柴田八兵衛		34G/11/44	「山形県管内」 徳使用:本アイテム のみで一袋
1	耕地小作之征券(関山村地内学西向ヒ)	明治10年4月30日		第三大区一小区関山村小作人大江 長三郎・両加印人大江左戰→同区 取在今村岡田久右衛門		34G/11/45	作成人の風印あり;「証券界紙」使 用;本アイテムのみで一袋
1	(無尽金管理覚力)	弘化2丑3月23日			1状	34G/24/3	34G/24全体で一括一袋入り
ı	無尽告入征文之事	弘化2年巴3月		(现音寺村金預主平五郎、他3名 一私共相企無尽御連中衆;名主夕 右衛門派署名)		34G/24/7	作成人の無印あり;340/24全体で一 括一袋入り
1	党 (無尽金管理、不用)	弘化2巳年2月25日			3株	34G/24/8	34G/24全体で一括一袋入り
ı	(居宅脊算並に他村より田畑扇戻の阿無 尽を寄につき連名)	弘化3午年2月17日		右触出人禪助	I状	34G/24/1	34G/24全体で一括一袋入り
ī	(既音中村耕地絵図、添状付)	弘化3午年8月		観音寺村百姓代藤七・組原権政・ 名主久右衛門	1状	34G/12/6	彩色;34G/12全部で一袋
1	職無尽引取出金引受任事	嘉永2酉年正月		现音守村右出金引受主久四郎 · 加 朝人弥七一同村御村役人衆 · 政無 尽御退中來		34G/23	作成人の恩印あり
1	(四音中村絵図、添状付)	嘉永2酉年6月		(觀音寺村百姓代藤七、他組頭・ 名主 6 名→東极御役所)	I状	340/12/4	作成人の黒印あり;彩色;34G/12全 都で一袋

W.Y	表題	記載年代	作成年代	作成者・宛先	数量	請求督号	位考
ı	國數借用延文之 事	高永2年閏8月		借用主藤兵斯・受人市兵斯・間久 七→当村菩蔵	1扶	340/17/18	作成人の瓜印あり;34G/17全体で 『借用全胚文』として一括一袋入り
1	無尽會入旺文之事	嘉永2 酉年12月		(魏音守村無尽金預主伝五郎、位 2名一卵塞中衆;右村名主代祖頭 権政派署名)	廿	34G/15/2	作成人の瓜印(含似印)あり;34G/ 15/1と一雄に保存
ı	万手拉日記帳	高永3年戌正月26日		設 音夺村久右斯門	日	34G/10	帙つき(『手控帳入』の上書あり)
ī	放下人并弟子奉公出別報〔年季奉公人艰 手形之事/偕地匯文之事/放下人瑕手形之 事、控〕	嘉永3年正月		权在夺村	18	34G/1	各舎類の関類に墨で割印;後二舎類 には作成者の黒印あり
1	全子伊用征文之事 (流木前金)	嘉永3戌年7月~嘉永 3戌年8月	k	(权音寺村全借用人古郎右斯門、 他7名→羽生村正古)	1 観(仮)	34G/18	作成人の瓜印あり;返済にかんする 舎込あり
t	(叡音夺村絵図、添状付)	高水4年亥8月		(試音中村百姓代羅七、他祖原 6 名一東叔傳役所)	1株	34G/12/3	彩色;34G/12全部で一袋
1	田地受英し無尽格五香座出金岡左々	嘉永5子年4月6日				34G/17/14	34C/17全体で「併用金証文」として 一括一袋入り
1	無尽金預り征文之事	嘉永6丑年2月23日		東根村金預主卯蔵・観音寺村開人 平四郎一御連中衆	1状	34G/17/6	作成人の黒印あり;34G/17全体で 「借用金延文」として一括一袋入り
ı	無尽容入征文之學	高水6丑年12月		(収音守村金預主環職、也3名一 当村谷開企無尽御連中衆;右村名 主久右衛門派署名)		34G/17/7	作成人の風印あり;34G/17金体で 「借用金経文」として一括一袋入り
1	流地田相渡仮胚文之 事	荔永7寅年12月		(银音学村田地建主拳右衛門、他 3名一野川村茂兵衛;组頭文伯郎 近署名)	1状	340/17/10	作成人の瓜印あり;34G/17全体で 「借用金匠文」として一括一袋入り
ı	年献牌金预胜文之事	安政2卯年11月		(六田村排金預り主選助、他2名→股音寺村御蔵方発起額母子講得連中東;名主添署名)	I状	34G/17/8	作成人の無印あり;34G/17全体で 『僧用金歴文』として一括一袋入り

W. 8	表題	記載年代	作成年代	作成者・宛先	数量	請求番号	備考
ı	泰拝侍金子征文之 事	安政4巳年12月朔日		(収音学村百姓代重兵斯、位6名 一束収算役所)	1状	34G/17/11	作成人の無印あり;韓裏書に内容債 記あり;34G/17全体で「借用金証 文」として一括一袋入り
1	他出荷物通手形御印紙 (紫多葉粉)	安政6未年6月; 慶 成 4辰年7月	5	観音寺村(大石田役所宛)	1##	34G/7	綴のうち2通分のみ使用済:久右衛 門および藤七の瓜印あり
1	年 於腓金預征文之 學	安政6未年10月7日		(既音守村五分方金領主久右衛 門、他1名一後沢村専八発開無尽 御速中衆;名主派署名)	1状	34G/20/2	作成人の鳳印あり;34G/20金体で 「預り金経文」として一括一袋入り
_	当申家数人別增減任限數上模	安政7申年3月		羽州村山郡原音寺村(原音寺村百 姓代重兵斯・組恩権職・名主久右 新門→東接御役所)	188	34G/2	作成人の黒印あり(含む銀代の割 印)
1	年就会该方征文之事	安政7申年閏3月		(阪音寺村金僧用人荘内、他3名 →羽入村力三郎;右村久右衛門派 署名)	1秋	34G/17/20	作成人の黒印あり;雑ぎ部分到離; 34G/17全体で「借用金圧文」として 一括一袋入り
1	役用金証文之事〔反故〕	文久元酉年6月23日	·	観音寺村金僧用人重兵幣・受人勘 兵府・同権人・同新左衛門・同権 政→同村襄七	状(包紙 貼付)	340/19/2	作成人の瓜印あり;包紙に内容に関 し記載あり;34G/19全体で一括一袋 入り
1	党(観音寺村名主久右衛門より金受取に つき)	文久3亥年正月七日		原村田國→新田村清蔵	I获	34G/17/3	作成人の風印あり;34G/17全体で 「借用金証文」として一括一袋入り
1	(野川村より観音寺村江相掛像用水絵 図、写、添状付)	(文久3亥年7月)		(東扱会所→関音寺村(もとは提 音寺村田中百姓権蔵、他20名→御 会所))	168	34G/13	彩色;継ぎ部分に押印あり
1	预会胚文之事〔反故ヵ〕	文久4子年正月		収音寺金預主久右衛門・収次人長 太郎→沼沢村文吉	1获	34G/20/3	作成人の黒印あり:34G/20全体で 「預り会証文」として一括一袋入り
1	金子借用狂文之事〔反故カ〕	元拍元年4月		(観音寺村金借用人重兵衛、他 6 名→同村藤七)	1获	34G/19/1	作成人の黒印あり;34G/19金体で 「酒田買替米代金為替手形使用胚 文」として一括一袋入り
I	金預旺文之事	元抬元子年9月22日		似音寺村金 祇主久右衛門・加料人 清八→同村長作	1秋	34G/20/1	作成人の恩印あり:340/20金体で 「預り金胚文」として一括一袋入り

M. P	表題	記載年代	作成年代	作成者・宛先	数量	請求番号	備考
1	仮済口証文〔沢渡村一件清算立会并?人 立入につき、写〕	明治4未年3月28日		(沢波村訴訟方急代組織普原与兵 斯、他3名→山形県御役所)	1份	34Q/4	安低に内容を示す付拠あり
1	析開遠铧馭書	明治6年12月		(第三大区小四区野川村・観音寺 村)	159	34G/3	
ı	(陸前国加美郡古 用駅通新遠開路 底線 図、追状付)	明治8年10月13日		(第三大区小三区野川村・観音寺 村志原人→山形県権令関口隆吉) 第三大区小三区野川村 志順人政	1扶	34G/12/5	彩色:作成人の風印あり;34G/12金 部で一袋
I	他村より田畑館戻ニ付地代金舗送り発施 無尽速中左之通	巳3月21日		(三香座)	状	34G/17/12	34G/17全体で「借用金圧文」として 一括一袋入り
1	(蔵無尽攻立分党)	午3月23日			は状	34G/24/5	340/24金体で一括一袋入り
1	おほへ(田地受戻にかんする党)	子7月晦日			1状	34G/17/4	34G/17全体で「借用金匠文」として 一括一袋入り
1	党(寅年年賃・請整勘定および未・金銭 出入)	丑8月23日~9月28 日:寅		久右衛門一 運助; 谭七	2択	34G/21	史料2通の関係ははっきりしない が、一括一袋入り
ı	兌 (無尽金管理)	及11月25日			1状	34G/24/2	340/24金体で一括一袋入り
1	(無尽金管理覚力)	跃11月29日			1状	34G/24/4	34G/24全体で一括一袋入り
ı	(書間) 【村方年試金勘定依頼】	12月27日		羽入村斎藤力三郎一説音寺碑苗久 右附門	1状(包紙 有)	34G/17/17	34G/17全体で「借用金圧文」として 一括一袋入り
I	他村より田畑開展ニ付地代金跡送り発起 無尽速中左之過り	(弘化2年以後)			1秋	34G/17/5	端裏書きに「不要成」とあり:34G/ 17全体で「借用金証文」として一括 一袋入り

M.Y	表題	足载年代	作成年代	作成者・宛先	数量	旗求番号	備考
I	(野川滋賀音寺村荒所春上絵図)			(観音寺村名主新五郎、他組頭・ 百姓代 6名)	1状	34G/12/11	作成人の風印あり:34G/12全部で一 袋
ı	(村益図雛形) (作成にかんする指示送 付)				i获	34G/12/12	彩色;34G/12全部で一袋
ı				(村絵図下春巻)	1获	34G/12/13	彩色;340/12全部で一袋
1	(山岳関)〔大沢、ねこ沢など〕				1状	34G/12/14	継ぎ部分がほとんど剝離し、4部に なっている;340/12全部で一袋
ı	借り (借用金にかんする覚、および済み 分にかんするメモ)		-		2状	34G/17/1	34G/17全体で「伊用金延文」として 一括一袋入り
i	くじ引方恵名党		-		状; 東	34Q/17/2	こよりの束の挟み込みあり;34G/ 17全体で「借用金胚文」として一括 一袋入り
1	党 (人別会談台上、不用)				1快	34G/24/6	34G/24金件で一括一袋入り
1	(雑新師)				2状	34G/24/9	34G/24全体で一括一袋入り